令和７年10月１日

兵庫県発注の建設工事に係る入札・契約制度

１　各入札方式の対象工種及び対応契約予定金額

入札方式に応じて、対象工種及び対応契約予定金額は、原則として次表のとおりとしている。ただし、高度な技術を要する工事である等、特別の事情がある場合には、次表によらないことがある。

入札方式	対象工種	対応契約予定金額
一　般　競　争　入　札	全ての工種	２７.２億円以上(WTO 案件)
公募型一般競争入札	一般土木、ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装、造園	３億５千万円以上
	鋼橋梁(上部)、ＰＣ橋梁(上部) 機械器具製作据付、電気通信	１千万円以上
	建築一式	６億円以上
	電気、管	３億５千万円以上
	その他の工種※	５億円以上
制限付き一般競争入札	一般土木、ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装、造園	１千万円以上３億５千万円未満
	建築一式	５千万円以上６億円未満
	電気、管	１千万円以上３億５千万円未満
指　名　競　争　入　札	一般土木、ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装、造園	１千万円未満
	鋼橋梁(上部)、ＰＣ橋梁(上部) 機械器具製作据付、電気通信	１千万円未満
	建築一式	５千万円未満
	電気、管	１千万円未満
	その他の工種※	５億円未満

（備考）※その他の工種：しゅんせつ、さく井、ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ・ｸﾞﾗｳﾄ、吹付、鋼塗装、区画線及び道路標示、標識、家屋解体、浄化槽、塗装、防水、内装仕上、昇降機設置、消防施設、下水処理設備

２　技術・社会貢献評価制度

技術・社会貢献評価制度は、(1)建設業者の入札参加資格者の格付、(2)入札参加資格要件、(3)総合評価落札方式における評価項目として活用している。

(1)　建設業者の入札参加資格者の格付

ア　技術・社会貢献評価数値の項目及び点数（別紙１のとおり）

イ　技術・社会貢献評価数値の項目数　31項目

ウ　「総合数値」（格付点数）＝「総合評定値」＋「技術・社会貢献評価数値」

（「総合評定値」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の規定に基づき、経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令（建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)）で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値をいう。）

(2)　入札参加資格要件

技術・社会貢献評価数値の取得を入札参加資格要件とすることとして、次表のとおり入札区分に応じて、入札参加資格要件とする数値を設定する。

	入札区分		入札参加資格要件とする技術・社会貢献評価数値	
			平成27年７月から	令和４年10月から
一般土木	公募型一般競争入札（３億５千万円以上）		180点以上	同左
	制限付き一般競争入札	９千５百万円以上	110点以上	同左
		３千万円以上	60点以上	同左
		１千５百万円以上	10点以上	同左
建築一式	公募型一般競争入札（６億円以上）		100点以上	同左
	制限付き一般競争入札	３億円以上	40点以上	同左
		１億５千万円以上	30点以上	同左
		７千万円以上	5点以上	同左
電気・管	公募型一般競争入札（３億５千万円以上）		60点以上	80点以上
	制限付き一般競争入札	１億５千万円以上	50点以上	70点以上
		７千万円以上	15点以上	30点以上
		２千万円以上	10点以上	20点以上

(3)　総合評価落札方式における評価項目

総合評価落札方式においては、施工計画等に加え、技術・社会貢献評価数値（工事成績を除く。）の取得状況をその評価項目の一つとしている。

3　総合評価落札方式

○総合評価落札方式の型式

型　式	高度技術提案型	技術提案型	施工計画評価型	施工能力評価型	企業チャレンジ型
対象工事	技術的な工夫の余地が大きい工事 (民間の技術力による品質向上が目的)		技術的な工夫の余地が小さい工事 （仕様に基づいた適切・確実な施工が目的） 3億5千万円以上の一般土木工事等（※）のうち、重要構造物に関する工事又は施工上特に配慮が必要な工事	9千5百万円以上の全ての一般土木工事等（※）のうち、左記に該当しない工事	3千万円以上3億5千万円未満の一般土木工事等（※）の難易度が低い工事
技術的能力を評価するために求める提案内容	高度な技術提案	技術提案	施工計画	－	－
評価項目	○技術提案 ・総合的なコスト （維持管理費の低減、補償費の抑制等） ・工事目的物の性能、機能 （強度、耐久性の向上、美観等） ・社会的要請 （騒音・振動対策、粉塵抑制、安全対策、環境の維持、工期短縮等） 〔工事ごとに評価項目を設定し、技術提案を求める。〕 ○減点 （不履行項目数）		○施工計画 ○企業の施工能力 （同種工事の施工実績、工事成績、社会貢献点数、地域固有の社会貢献活動） ○配置予定技術者の技術力 （同種工事の施工実績、工事成績、継続学習の取組状況） ○地域建設業者の育成 （本店所在地、県内企業の下請負人活用状況、ICTの活用、当該工事で使用する作業船、CCUSの活用） ○減点 （不履行項目数）	○企業の施工能力 （同種工事の施工実績、工事成績、社会貢献点数、地域固有の社会貢献活動） ○配置予定技術者の技術力 （同種工事の施工実績、工事成績、継続学習の取組状況） ○地域建設業者の育成 （本店所在地、県内企業の下請負人活用状況、新技術・新工法の活用、技術者の育成、ICTの活用、当該工事で使用する作業船、CCUSの活用） ○減点 （不履行項目数）	○企業の施工能力 （工事成績） ○配置予定技術者の技術力 （工事成績、継続学習の取組状況） ○地域建設業者の育成 （本店所在地、県内企業の下請負人活用状況、新技術・新工法の活用、技術者の育成、CCUSの活用） ○減点 （不履行項目数）
加算点	３０点	１０～３０点	最大１６．３３３点	最大８点	最大３．３３３点

（※）一般土木工事（港湾土木工事を含む。）、アスファルト舗装工事、鋼橋梁(上部)工事、ＰＣ橋梁(上部)工事、造園工事

○総合評価落札方式の方法と落札者の決定方法

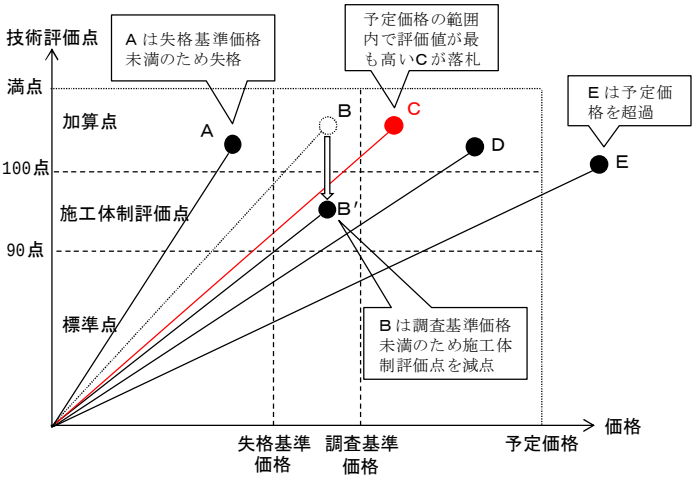

1　総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除して得た数値（評価値）の最も高いものを落札者とする。
2　技術評価点は、標準点（９０点）に施工体制評価点と加算点を加えたものとする。
3　加算点は、技術提案、施工計画、企業の施工能力などを評価して決定する。

評価値の算出方法〔除算方式〕

評価値＝技術評価点／入札価格

＝(標準点(90点)＋施工体制評価点＋加算点)／入札価格

4　ダンピング受注の排除

工事の品質確保及びダンピング受注防止のため、契約予定金額５億円未満の工事で最低制限価格制度を導入しており、５億円以上の工事で低入札価格調査制度を導入している。ただし、総合評価落札方式を適用する工事では、契約予定金額にかかわらず全ての工事で低入札価格調査制度を導入している。

(1) 最低制限価格制度

最低制限価格

＜設定範囲＞予定価格の１０分の７．５から１０分の９．２までの範囲

＜算 定 式＞（①最低制限基本価格×②ランダム係数）×消費税率等

①最低制限基本価格

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68

【令和４年１０月１日入札公告分から適用】

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.000005刻みの値

※端数処理の関係から一部数値は0.000004

(2) 低入札価格調査制度

ア　低入札価格調査基準価格

＜設定範囲＞予定価格の１０分の７．５から１０分の９．２までの範囲

＜算 定 式＞　①低入札価格調査基準価格(税抜き)×消費税率等

①低入札価格調査基準価格(税抜き)

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68

【令和４年１０月１日入札公告分から適用】

イ　失格基準価格(※)

(ｱ) 価格競争方式

＜設定範囲＞予定価格の１０分の７．５から１０分の９．２までの範囲

＜算 定 式＞（①失格基準基本価格×②ランダム係数）×消費税率等

①失格基準基本価格

直接工事費×0.9＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68

【令和４年１０月１日入札公告分から適用】

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.000005刻みの値

※端数処理の関係から一部数値は0.000004

(ｲ) 総合評価落札方式

＜設定範囲＞予定価格の１０分の７．５から１０分の９．２までの範囲

＜算 定 式＞　①失格基準価格(税抜き)×消費税率等

①失格基準価格(税抜き)

直接工事費×0.9＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68

【令和４年１０月１日入札公告分から適用】

(※)　ＷＴＯ案件(契約予定金額27.2億円以上の工事)では、失格基準価格を設定できないため、特別重点調査基準価格(算定方法はイ(ｲ)に同じ)を設け、これを下回った者についてはより厳格な調査を行う。

(3) その他

上記算定式における各費用には、工事費の積算に用いる費用を別紙２「最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱い」のとおり適用する。